

# 労働組合の不法行為責任

THE LIABILITY OF TRADE UNIONS IN TORT

教 授

大 濱 信 泉

PROF. N. OHAMA

1928

# 目 次

はしがき	1
(一) 労働組合法不法行為責任の特異性	2
(二) Taff Vale 事件ノ内容	22
(三) Taff Vale 事件の法理的基礎	34
(四) 労働争議法に於ける不法行為責任規定	46
(五) 労働争議法に對する批難	55
(六) 労働争議法制定當時の政治的事情	60
(七) 結論	65

# 労働組合の不法行為責任

大 濱 信 泉

## は し が き

本篇は本年二月滞倫中にものせるものである。英國では昨年五月の總罷業以來、労働組合法の改正といふことが法律學徒の興味を索く、英國政界での一番大きい問題となつて居た。そこで自分は此點に就き當時論争せられてゐた議論の大要を、「英國労働組合法改正提案」なる標題の下に、之をまとめて紹介せんと試みた。然るに其稿發送間際に愈々政府から具體的の改正案の發表を見るに至り、而も其内容は一般に豫想せられてゐたものとは、大いに異なるものがあつた。従つて曩にものせる稿の發送を控へねばならぬ様になつて終つた。

其後前記の政府案は多少の修正を経て、今や兩院を通過し法律として Statute Book に藏められんとして居る。自分はたゞ上事の繼續と言ふ意味で本誌次號に於て「英國労働組合法改正要點」なる標題の下に新法律の解説を試みんとしてゐるのであるが、舊稿中其割愛に忍びざるものが一つあつた。それが即ち本篇の「労働組合の不法行為責任」である。

労働組合立法上の癌腫とも言ふ可き、最も困難なる問題は、労働組合の不法行為責任に関する議論である。而して労働組合

の不法行為責任免除としての立法例は、英國の労働組合法（一九〇六年産業争議法第四條）である。併し同法がかかる擧に出でたのは後にも詳述するであらうやうに、或る判例に對する反動として起つた激烈なる政争の結果であつた。そこで同法制定以來、産業争議奨励法だとか、英國法に於ける容す可からざる一大變則 (anomaly) であるとか色々の汚名が被せられ、或は社會的衡平、一般的正義など、兎に角アブストラクトの立場から批難せられて來たものである。また實際に於てこの變則を矯正すべき提案が議會に提出せられたことも一再に止まらなかつた。だから労働組合の不法行為責任免除に關する一九〇六年の産業争議法は、二十年來持ち越しの宿題だと言ふことが出來やう。勿論この宿題は此度の改正に依つて全部解決せられる譯ではない。併し過去二十年間この宿題解決のために色々の議論が提出せられてゐる。今これらの議論を紹介することは、労働組合の不法行為責任問題の意義を理解するための一助ともなるであらう。殊に吾國に於ても近く労働組合法の制定が豫想せられて居り、必ずやこの不法行為責任問題が、最大難關の一つとなるであらうことは言ふまでもない。従つて労働立法の進歩せる英國に於て此癘腫を如何に處理したかを知り置くことも決して無益の業ではあるまい。

### (一)

#### 労働組合不法行為責任の特殊性

抑労働組合の不法行為責任理論の困難とせらるゝのは、凡そ二種の事由に基く。即ち一は労働組合の法律上の地位の特異性に基くものであり、他は労働組合の社會的性質の特異性に由來するものである。

元來労働組合は、英國法に於ては最初より法人とせられなかつたのみならず、今日と雖も尙法人とせられて居ない。といつて全然普通の組合でもない。労働組合は法人の如く、完全なる法人格を附與せられて居らぬけれども、信託(trust)を通じて財産を所有することが認められ、又組合の名に於て訴へ又は訴へられる資格即ち訴訟當事者たるの適格をも認められて居る。そこで英國法に於ける法人の分類に従へば、労働組合は準法人に屬するものである。但し準法人に關し、殊に其不法行為責任に就て、從來一般的の法理が確定してゐた譯ではない。準法人たる労働組合が從來不法行為理論又は法人理論の適用に依つて不法行為の主體と觀念せられ、其損害賠償の責任を負はせることが出来るか否かは未解決の問題であつたのみならず、從來の判例の傾向から推せば労働組合の如き準法人は、其團體人格に於て不法行為責任を負ふ可からざるものと豫想せられて居た。然るに一九〇一年の Taff Vale Case に於て、從來の豫想とは違ひ労働組合は法人に非るも、法人と同様其機關の行為に就き、團體資格に於て損害賠償の責任を負ふ可きであるとの判例が確定するに至つた。この判例の論理的根據に就いては後に

詳述する積りであるが、兎に角この判例は法人に非る労働組合を不法行為の主體と觀察し、其團體人格に對し不法行為責任を負はせた點に於て、英國法上一つのエポック、メーカーキングのものである。

併しこの判例法が、形式的に論理的のものであらうとも、労働組合をして、他の法人竝に無制限に不法行為責任を負擔させることは、實質的に不當ではなからうか。換言すれば既成の概念から續釋せられた一つの法則が、労働組合の如き寧ろ既成の法律とは反對の方向に走しらんとする、否寧ろ既成の法律秩序の墓穴を掘るものとして起つて來た新現象に對して、何等の修正を加へることなしに、其のまゝ法律規範たるの價値を有し得るものであらうか。此點が労働組合の不法行為責任理論に於て、最も困難とせらるゝ要點であり、又本問題の核心でもある。然らば労働組合に對し、他の團體に關する既成の法理を其儘適用することの困難とせらるゝ理由、換言すれば労働組合が他の團體人格と相異なる其社會的特異性は奈邊に存するか。

私は次の三個の點に之を見出す。即ち労働組合の社會的職能、活動形態の特異性、竝に労働組合は辯證論的に之を見れば、法律進化の過程に於て既存の法律秩序に對し、反對命題たるの地位と作用を有するものだとの事實に於てある。順次其理由を解説して見やう。労働組合の職能は、友愛組合的職能、労働の團體的規律及政治的職能の三個の方面から之を觀察すること

が出来やう。之を労働組合發達の歴史から見るならば、労働組合運動の初期に於ては、之等の職能は未分化の状態にあり、法律も亦刑罰的手段に依つて之が撲滅を計らんとするのが普通である。たゞかゝる労働組合の鎮壓時代にあつても、友愛組合的職能のみは法律が之を不法視する理由はない。そこで進化の第二期に於て労働組合は、この友愛組合的職能を中心として其結束を固くし、膨脹を圖るに至る。これより更に労働組合は團體交渉機關としての存立を法認せられ、更に労働組合組織の擴大と労働階級意識の發達と共に政治の分野にまで其手を延ばすに至るものである。勿論前述の労働組合進化過程は、何れの國に於ても同一とは言へない。其國の經濟的又は政治的事情に依つて相異を生ずることは逸れぬであらう。たゞ少くとも私が本稿に於て研究の對象としてゐる英國の労働組合運動に就いては、前述の論定はなし得らるゝことと思ふ。

そこでまづこの労働組合が、共濟友愛組合 (friendly society) であるといふ側面から、労働組合の不法行為責任を考察して見やう。元來労働組合は無産労働者の團結であり、而して其組合の資金は之等無産者の零細なる醸金の集積からなつてゐるものである。其資金の大部分は組合員の疾病手當 (sick benefit) 失業手當 (unemployment benefit) 廢失養老手當 (superannuation, old pension) 葬式費用等の相互救濟の目的を以て、換言すれば共濟友愛組合的の目的のために集積せられたものである。

そこで今若し一二の労働組合員又は組合役員が、偶々組合の名に於て又は組合の業務の執行に際して、不法行為をなしたることを理由として、其労働組合の基金の上に全責任を負はしめるとしたならば、當該不法行為に就き何等參與するところのない、即ち何等責む可き廉のない無辜 (innocent) の多數の組合員から——普通其數は數千數萬の多數に上るであらう——前述の利益を剝奪することにならねばならぬ。又假令其不法行為が一二の組合員の過誤に止らず、組合員の多數決の承認ある場合と雖も、之に反對せる善意の組合員から其利益を剝奪することは決して妥當だとは言へない。茲に多數と言ひ少數といふことは、單に形式上比較的の言ひ方であつて、少數の反對者必ずしも實質に於て少數とは言へない。少數の反對者も尙數千數萬の多數に上るであらうことは、決して想像に難くない。之等の事實を考慮に入れるならば、労働組合の資金の上に無差別に不法行為責任を負擔せしめることの不當なることが理解出來やう。そこで後に詳述するであらうやうに、労働組合に不法行為責任を負はせるとしても、この友愛組合的目的のための基金を別途に積立させて、之を不法行為に對する賠償責任から免除すべしとの議論が生じて來る譯である。

尙吾々は労働組合の友愛組合的職能を、國家又は法律の目的との干係に於て之を省察してみる必要がある。政治哲學又は法律哲學は、國家乃至法律の目的を社會一般の福祉の増進にある

と教しへる。ベンザムの語を假りて言へば最大多數の最大幸福 (greatest happiness of the greatest number) と言ふことにある。而してこの目的を達成するための手段として、近代資本主義國家は、法律に於ては所有權の絶對性と契約の自由とをその基調とし、又政治的には經濟的活動に對する國家又は法律の不干渉、即ち自由放任(laissez faire)と云ふことを以て其指導原理として出發したのであつた。然らば之等の手段に依つて所期の結果は持ち來たされたか。勿論資本主義文明の人類にもたらした光明面は歴史上類例のない程に偉大なものがあるであらう。だが同時に其暗黒面のあることも否定出來ない。元來所有權の絶對又は不可侵と言ふ法の保護は、所有者に取つてのみ役立ち得る規範であつて、所有せざるものゝ取つては却つて所有するものゝために經濟的に搾取せらるゝ手段に化し去る可きものであり、又契約の自由と言ふことも各人の平等を前提として初めて規範たることが是認せらるゝものであるが、事實に於て經濟的の取引上の地位は、各人決して平等のものではなく、従つて契約自由の原則は結局劣者に取つて契約の不自由となるの外はない。これが近代法が其當初から包藏する内在的矛盾であり、而してこの矛盾は時と共に擴大されてゆく必然性を有し、而して労働組合はこの矛盾調節のために發生した自助的團體に外ならぬ。

私は今共濟友愛組合的職能の角度から労働組合を觀察してゐるものであるが、元來労働組合の共濟組合的事業は前記の法律

規範によつて幸福になり得ざるもの、否寧ろこの法律規範のために犠牲になるに至つた無産の労働階級が、自由競争の結果たる経済的不安から、相互扶助によつて自らを救はんとする試みに過ぎない。若し國家又は法の目的が政治哲學の教ふる如く、社會全般の福利又は最大多数の最大幸福といふ様なものであるならば、この無産階級の救済は國家自身の責任でなければならぬ。若しこの無産階級の貧又は経済的不安といふものが、無産階級自體の怠慢又は過誤から來たものとすれば兎に角、左に非ずしてそれが法律規範の内在的矛盾から來たる必然の結果である場合に於て、この救済事業は當然に國家に依つてなさなければならぬものである。このことは労働組合の從來なし來つた失業、廢疾、疾病に對する共濟的事業が、何れの國に於ても失業保險、其他の社會保險制度に依つて、國家事業とせられてゐる事實を以てみても明白である。

上述の如く労働組合の友愛組合的職能は、本來國家の事業たるべきものを、國家がこれをなさざるが故に一私人がこれをなして居るに過ぎない。従つてこの目的のために蓄積せられた基金は、普通の營利法人の財産とは其財産の性質上及社會政策的見地から、特別の取扱を要求すべき権利のあるものと言はねばならぬ。

私は更に労働組合の不法行為責任を、組合の政治的職能の側面から其検討の筆を進めてみやう。労働組合は前にも一言した

様に最初共済友愛組合として結晶し、この結晶はやがて従事する産業の同一、雇傭する雇主の同一又は在住地の同一であること等を紐帯として、其組織が擴大せられ遂に資本家又は資本家團體に對立する團體となるに至る。而して更に階級意識の醸成と共に、凡ての労働組合は相互に相提携するに至る必然性を持つに至るものである。この段階に達した時に、労働組合は最早横斷的の階級機關であつて、單に友愛組合や労働引取に於ける團體交渉機關たるに止らない。現代社會が階級的構成を以て其本體とし、而して既存の國家規範即ち法律秩序が資本階級の有利に組立てられてゐると言ふ動かす可からざる事實から、經濟的に、従つて社會的に全然反對の立場にある労働階級を、横斷的に網羅する労働組合は、必ずや政治の分野に入つて階級争闘機關とならねばならぬことは當然でなければならぬ。

労働組合と政黨との關係は、各國の經濟的的政治的事情によつて同一でない。併し兩者の活動形式が如何であらうと、無產政黨組織の基礎が労働組合の圍結の上に築かれ、其政黨の財政的基礎が、等しく労働組合の中に求めらるゝことは各國共通の現象と言つてよからう。少くとも英國に於ける如く労働組合と労働黨とが同身一體の關係にある場合に於ては、労働組合自身が一面に於て政黨だとも言へる。斯くの如き場合に於ては、労働組合の基金中に、政治的目的のための基金が包含せられてゐるものと言はねばならぬ。

然るに政黨其他一切の政治的結社は、法律上の地位が極めて曖昧のものである。従つて役員の行為に對して其結社が團體資格に於て不法行為責任を負ふとはない。そこで若し政治的結社たる性質を有する労働組合をして、偶々他の職能をも兼ね備るの故を以て役員又は組合員の行為に就き、其團體資格に於て、全責任を負はせるとしたならば、他の政黨に比し法律上の取扱に於て甚だ均衡を失するものと言はねばならぬ。英國の支配階級は第一次には刑罰法規を以て労働組合運動を鎮壓せんとし、第二次的には不法行為責任を以て之に當らんとした。前記 Taff Vale Case はこの意味に於ける第二次的の攻撃の矢であつた。而して労働組合に不法行為責任を負はせることが、労働組合全體又は無産政黨に對し如何に大きな痛手を負はせるものであるかは、後に Taff Vale Case の内容を記述することによつて明白にすることが出来るであらう。

私は更に労働の團體的規律即ち團體交渉機關と言ふ側面から不法行為責任を觀察することを許されたい。

元來團體交渉と言ふ現象は、契約自由の原則の内部に潜む內在的矛盾の必然の結果であつて、近代の契約自由の原則が個人主義を以て其イデオロギーとするに反し、團體交渉は集團主義を以てイデオロギーとする點に於て、反對命題の地位にあるものである。契約自由の原則は各人の平等といふ想定の上に立つて個人對個人の取引を自由競争に任せることをその本體とす

る。併しこの契約自由の原則といふ法律規範は、二つの方面に矛盾を包蔵してゐる。一つは其前提命題たる各人は平等のものだと言ふ點に於てであり、他は契約自由の原則自體の社會的作用に於てである。即ち各人は平等のものだとする想定即ち假説は、その認識の對象たる社會的事實と一致してゐない。却つて各人は平等でないことが事實の真相である。勿論自然法論のもたらした各人平等 (égalité) の思想は、各人を封建的階級制度及身分的拘束から解放し、法律の前に平等の地位に置いた點に於て、其歴史的意義は到底見逃す可らざるものがあつた。併し法律の前の形式的平等を以て、經濟的取引に於ける能力までも平等のものとして自由競争をなさしめたところに、契約自由の原則の論理的ギャップが存する。またこの契約自由の原則換言すれば、自由放任といふことは個人的經濟鬭争の相互作用の無組織といふことを其本質とするものであるが、この社會的相互作用の無統制を以て、最大多数の最大幸福を得るための法律的手段とするに至つたのは、所謂十九世紀の個人主義哲學が社會を以て個人の數學的總和と見た誤りに由來するものである。英國に於ける功利主義哲學の開祖、個人主義哲學の組織者たる Bentham に依れば、各個人は自己の利益の最善の保護者であり、従つて其利益幸福は各自に之を委ねることに依つて最もよく期待せられ得る。各人の幸福が斯くの如き自由放任に依つて得られるものとすれば、結局個人の集積に過ぎない社會國家の福利、即ち最

大多數の最大幸福は自由放任に依つて最も良く期待せらるると言ふのである。

併し前述の豫想はすでに十九世紀の歴史が之を裏切つた。社會現象はしかく單純のものではなかつた。個人的鬭争の相互作用の無組織、即ち自由競争の無統制と言ふことは、Bentham の豫想とは寧ろ反對の結果をもたらしたのであつた。而して無産階級大衆はこの自由放任制度の犠牲となつたと言つても過言ではない。然らばこの法律規範と社會的事實との間の矛盾は如何にして調整せられ得るか。それは言はずもがな現行の法律的機構の根柢に横る矛盾の調整でなければならぬ。而して契約の自由即ち自由放任主義の根柢に横はる矛盾の調整とは、結局取引に於ける實質的平等及び自由競争の相互作用の組織的規律と言ふことにならなければならぬ。これが即ち個人主義に對する集團主義のイデオロギーである。而して労働組合主義は此集團主義的イデオロギーの上に立つてゐるものであることは多言を要せぬ。即ち労働組合は労働取引に於ける取引能力（經濟的實質的能力）の不平等を補足するがために、労働者の團結を以てし、其團結のコレラーとして労働の團體的規律即ち相互作用の組織と言ふ結果をもたらすものである。即ちこれが労働組合の産業的機能に外ならぬ。

斯くの如くにして労働の團體交渉乃至團體的規律機關としての労働組合の職能、及び現在の資本主義の下に於ける其發生の

必然性が理解せられ、同時にこれが個人主義より集團主義への推移を促進する進化の原動力としての歴史的意義が認識せらるであらう。だが労働組合發生の必然性竝に其文化史的使命と言ふことは、直ちに之を以て労働組合の不法行為無責任の論根となし得るものではない。何故ならば發生の必然性及社會的職能の有要性と言ふことは、結局殆ど總ての個人及團體に就いても言ひ得るからである。若し労働の團體的規律又は團體的交渉機關と言ふ職能に關し、労働組合の不法行為無責任が主張し得らるゝものとせば、それは恐らく次の根據に於てであらう。

と言ふのは前にも一言した様に、労働組合の規範的基調即ち集團主義的イデオロギーは辯證論的觀察に於ては、既存の法律規範に對し、否定命題たるの關係にあるものであり、従て労働組合の存立竝に其活動が、既存の法律的規範を以てせば悉く違法とせらる可き運命にあるものであると言ふことである。勿論舊規範（個人主義）と新規範（集團主義）との衝突の結果は、後者の要素を多分に攝取しつつ、順次に労働組合法といふ新たなる法域を開拓して行くものであるが、併しこの新法域の開拓竝に完成の過程は極めて緩慢なるものである。而してこの過渡期に於て、集團主義的イデオロギーを以てせば正當とせらる可き事柄が、既存の個人主義的イデオロギーに於ては不法とせらるることが多い。従てこの過渡期に於ては労働組合は實に不法行為を犯すの機會が多いものと言はねばならぬ。今

上述の假説を英國法に於ける實例を以て論證することを許されたい。

私は英國不法行為法の範圍に於て、労働組合の當然の活動を不法とするために用ひられた個人主義的規範の例を三つ指摘することが出来る。取引自由の制限禁止 (restraint of trade) 業務干渉の禁止 (interference or trade molestation) 不法徒黨 (conspiracy) が即ちこれである。

取引自由制限禁止の原則 (principle of restraint of trade) とは、元來業務又は取引は、各自の裁量を以て (at discretion) 又自己の欲する方法に於て (in one's own way) 之を處理すべきもので、契約を以てこの自由を制限することは出来ないとの謂に外ならぬ。即ち取引の自由を契約を以て制限することを不法視する所にこの規範の要旨があるのである。而してこの規範は既に中世紀に於て確定せられた普通法上の原則であつて、當初この規範は獨占事業 (monopoly) の防止といふことを其理由とした。併し十九世紀に至つては殆ど専ら個人的自由競争の獎勵の役目を努めたのであつた。

此原則に依れば資本家間の其製造品の價格の協定、營業地域の協定も不法とせらるゝものであるが、労働契約に於ける労働時間、賃銀其他の労働條件の協定を目的とする労働組合の如きも、全然不法のものとせられねばならぬ。従て英國法に於ける労働團結權の確立即ち労働組合の法認といふとは、結局この取

引の自由制限禁止の原則を労働組合に適用せざることに其第一歩がなければならぬ。これが即ち一八七一年の労働組合法第二條第三條である。即ちこの兩條(前段)は「労働組合の目的は單にそれが restraint of trade であるとの理由を以て不法とせらるゝことなし」と規定してゐる。これに依つて従來前記原則に反するの故を以て不法とせられた労働組合は、始めて適法のものとしてせられ、労働團結權が確立せらるゝに至つた譯である。併し労働組合に對し前記原則を全然適用せざるの趣旨ではない。換言すれば労働組合の前記原則の支配からの離脱、即ち前記原則を労働組合に適用せずといふことは、決して全幅的のものではない。そのことは前記兩條の後段が之を明定してゐる。即ち第二條後段は労働組合の目的が、取引自由の制限を以て不法とせられないのは、それが徒黨罪其他の犯罪とせらるゝことがないと言ふ意味に於てある。(so as to any member of such trade union liable to criminal prosecution for conspiracy or otherwise) 又第三條後段は取引の自由制限禁止の原則の適用に依り、労働組合の目的を不法となしたのは、労働組合契約及信託に關する範圍に於てある。(so as to render void or voidable any agreement or trust) 而して同法に於ては、この取引自由制限禁止の原則と不法行為との關係に就き何等規定するところがない。従つてこの原則は労働組合の不法行為に就きては尙適用あるものと言はねばならぬ。併し取引自由制限禁止の原則は契約の適法

なりや否やの、所謂私法自治の限界を示すもので、其儘不法行為として取扱はる可きものではない。それが不法行為とせらるるのは、不法徒黨行為 (conspiracy) としてである。徒黨行為とは不法行為をなす旨、又は適法の目的を不法手段に依つて實現するための合意の謂である。この種の合意は其合意の趣旨が、實現せられたると否とを問はず、合意自體を Conspiracy として犯罪又は不法行為となされるのである。而して労働組合は結局労働条件の規律を目的とするものであるから、この労働組合の規約又は決議中には、前記取引自由制限禁止の原則に違背するの故を以て、不法とせる可きものが多かるべく、従つてこの種の規約又は決議は、不法の目的のためになされたものとして、即ち conspiracy として不法行為とせらるる場合が少くないわけである。尙この conspiracy は極めて廣汎な觀念であるから、團體交渉權のコラリーたる同盟罷業權又は罷業見張權 (picketing) の確立せられざる段階にあつては、これらの目的のためにする労働組合の合意が conspiracy として不法行為を構成する場合も決して少くないと言はねばならぬ。

尙労働組合の活動に必然に相伴ふ不法行為は、他人の業務の不法干涉 (unlawful interference or trade molestation) と言ふことである。例之雇傭契約の破毀即ち労働の撤回の勧誘、雇主の營業又は經營の方法に就き干涉し、又は労働者に對し一定の労働条件を強要するが如きは、すべてこの範疇に屬する不法行

爲とせられるのである。

上述の如きが故に、労働の團體的規律即ち團體交渉、同盟罷業乃至見張等團體主義の立場から言へば、労働組合の當然の行為が、個人主義的法律規範では不法行為として取扱はることが夥しいのである。勿論労働立法の進歩と共に之等の不法行為の範圍は順次減縮せらるゝものではあるが、過渡期に於ては労働組合は他の團體に比し不法行為を犯すの機会が多いものと言はねばならぬ。否寧ろ労働組合は不法行為を犯すための團體とさへ言へるのである。英國に於て普通法上労働組合が依然として不法の團結として取扱はれてゐるのは、偶々この間の消息を物語るものと言つてよからう。

一方に於て労働組合の存立を法認しながら、他方に於て労働組合の當然爲さねばならぬ行為を不法行為として損害賠償責任を負はせることは、一大矛盾でなければならぬ。而してこの矛盾調節のためには法律上二つの技術的方法が用ひられ得る。即ち其一は抽象的に言へば集團主義的イデオロギーと個人主義的イデオロギーとの調和に基く新規範の設定、もつと具體的に言へば労働組合の職能の範圍を明確にし、其範圍内の行為の違法を阻却することであり、其二は労働組合に不法行為責任を負はせぬことである。英國の労働爭議法（一九〇六年）の第二第三條は前者の例で、其第四條は後者の例であると見ることが出来る。勿論兩者とも其立法技術上の形式的差異に過ぎないので

あつて、結局不法行為としての法律上の効果の発生せざる點に於て即ち實質的には同一である。併し茲に注意せねばならぬことは、前者の方法を採る場合には違法性の阻却せらるゝ行為の範圍が限局的であるが、後者の方法に依ると不法行為責任免除の範圍が全幅的に陥り容易い弊がある。現に前記労働爭議法第四條はその弊に陥つて居るものであつて、これによつて労働組合は凡ての不法行為に就き責任を免除せざるべからざるかの問題を提供するに至つた。而して同法の制定以來その批難の要點は結局此點に存するのである。此點に就ては後に詳述する積りであるが、卒直に結論を示すならば労働組合が個人主義の上に打ち立てられてゐる既存の原則的規範に對し、集團主義を基礎として辯證法論的に法律進化の過程に於て反對命題たるの地位にあるものだと言ふことが、不法行為責任に關し特殊の法律規範を要求するとしても、それは單に労働組合の職能から當然演繹せらるゝ種類の行為に限るべきかと思ふ。

私は今まで労働組合の不法行為責任理論を、労働組合の職能の特殊性並に法律進化過程に於ける特殊的地位と言ふ觀點から之を眺めたのであつたが、最後に更に労働組合の活動形態の特殊性の上に立つて之を觀察して見やう。

多數人が共同の目的のために意識的に結合し、而して其結合が共同目的に向つて按排せられた場合、吾人は之を組織ある社會又は體制ある團結即ち團體と呼ぶ。而してこの種の團體はこ

れに對する社會學的分析、又は哲學的考察が吾々を如何なる結果に導かうと、兎に角吾々の日常生活に於ては成員を離れて別個獨立の存在を有するものとして取扱れる。もつと具體的に言へば其團體は獨立の意思主體として觀念せられ、其團體資格に於て取引の主體と認識せらるゝのである。團體が此種の認識可能の程度に組織付けられたる場合には、其團體は日常生活の目的のためには團體人格の承認を要求し得べき権利を持つ。而してこの團體人格は一つの社會的事實であつて、法律が積極的に之を認むると否とを問はない。そこで法律の附與する法人格と區別するために、之を自然的團體人格 (natural corporation) といふことが出來やう。

併し自然的團體人格ある團體は、常に法人格を有するものとは言はれない。何故ならば法律は其固有の規範目的のために自然的人格を有する團體に就き、之に法人格を附與するや否やの取捨選擇の自由を有つべきであり、又法人格附與に就いても一定の手續を要求し得べき権利を有するからである。尙法律が法人格を附與するに當つても、其附與せらる人格が全面的包括的である場合と、局部的限定的である場合とがある。法人格の附與は普通包括的全面的であるが、財産の所有に關し或は訴訟手續上兎に角一定の法律關係に限つて人格者として取扱ふ場合も少くない。前者は普通法人であり後者は準法人 (quasi-corporation) である。而して英國法に於ける労働組合はこの準法人の一

種に過ぎない。

上述する所は既に完成せられたる法律學上の法人論の大要であるが、更に何れの國の法律學に於ても法人論の範圍に於て法人の不法行為能力といふことが久しく論争せられた。併し其論據が如何であらうと、普通法人の不法行為能力の問題は實際的には既に前世紀に於て肯定的に解決せられてゐる。併し準法人に就ては理論的にも實際的にも此問題は未解決の儘殘されてゐると言つてよい。少くとも英國に於ては一九〇一年の Taff Vale Case に至るまで解れざる謎であつた。此點に於て Taff Vale Caseは労働組合史上重大な意義を有するのみならず、一般の準法人論の範圍に於ても一つのエポックメイキングの判例である。併しこの點に就いては後に詳しく述べる機會があるから茲では深く立ち入ることを避けやう。

労働組合は其法律上の地位が普通の法人であらうと、準法人であらうとこれに不法行為能力を認めることは、法理上左程困難なことはない。兎に角英國法では前記 Taff Vale Case に依て、準法人たる労働組合にも不法行為能力あるものと確定せられた。だが如何なる範圍の行為を以て労働組合自身の行為として取扱ふべきかに就いては、更に困難を伴ふ。殊に労働組合の活動形態を見るに他の法人のそれとは大に趣を異にするものがある。

法人の活動殊に其外部的關係に係はる活動は（法人の内部的

關係に對してこれを言ふ) 機關、代理人其他の使用人に依つてなされるのが常態である。法人の成員は法人の構成の基礎を爲すものであるが、既に成立せられたる法人に就てみれば、成員は常に法人の背後に隠れて居るものであつて、成員が擧つて法人の事務に當るといふことは殆どあり得ない。而して吾々は其法人の機關代理人又は使用人が犯したる不法行為中、法人の事務に關係あるものを法人其者の不法行為として取扱ふのである。所が労働組合の活動は必ずしも少數の雇員に依てなされるものだとは言へない。勿論労働組合の日常事務は他の法人の場合と何等異るところはないのであるが、同盟罷業の場合に於いては組合の成員自らの労働の撤回を必要とし、この場合組合員の行為を離れて別に労働組合の罷業といふものはない。罷業を斷行するためになさるゝ組合の團體意思決定のための決議又は組合幹部の命令に依りて罷業をなす場合に於ける其命令自體は、組合の行為と言へやうけれ共、この決議又は命令實行のためになさるゝ各組合員の労働の撤回行為は、組合員の個人たる資格に於ける行為なのか、或は其全體が集合的に労働組合の團體資格に於ける行為として取扱はるべきか、甚だ判別に苦むのである。併し罷業權が確立せられた後に於ては、罷業それ自體が不法行為を構成することは稀有であるから、此點については詳しく論及する必要はないであらう。

併し各個の組合員の労働の撤回が労働組合自身の行為とせら

れた場合に於ても、労働の撤回に際して爲されたる個々の組合員の行為も亦同様労働組合自體の行為となすべきかは、從來の法人理論を以ては到底解決し兼ねるものである。殊に同盟罷業は其自體が既に鬭争的の仕事であり、且消極的暴力を使用する上に、之が多數共同で爲される關係上群衆心理に支配せられて、輕舉妄動に出づるの傾向あることは免れ難い。而して罷業の範圍が擴大すれば、擴大するほどこの傾向は甚だしい。若し之等の輕舉妄動についてまでも労働組合が其全責任を負はねばならぬものとすれば、労働組合は立所に破産の憂目を見ねばならぬ。又見張權の行使についても同様のことが言ひ得らるゝであらう。

上述するところに依て、労働組合法行為理論の特異なる理由が明らかにせられたと思ふ。これからこの困難なる問題が英國法上如何に解決せられたが及び不手際なる解決のために如何に悩みつゝあるかの紹介に筆を進めやう。而してこれがために先づ第一に Taff Vale Case の検討から始めることが順序であらう。

## (二) Taff Vale 事件の内容

この事件は The Taff Vale Railway Co. と The Amalgamated Society of Railway Servants との間の訴訟で、原告鐵道會社の従業員の罷業中、被告労働組合が其罷業遂行のため、Cardiff Station 其他の場所に見張を出し、従業員の仕事に就くことを

防いだのに對し、同組合及び其二名の幹部 (general and organizing secretaries) を相手取つて禁止命令 (injunction) を求めたのである。而してこの訴へで問題となつたのは、労働組合を訴への當事者とした點にあつた。

元來労働組合は組合 (voluntary society) であつて、其多數人の集合たる組合は一個の合成人として法的人格 (corporation) が認められて居る譯ではないのである。従つて法人に非る労働組合を訴への當事者とするは、從來の法律概念からみて、適法のものとは言へない。何故ならば、普通法上當事者適格は法人 (corporation) 又は個人 (individual) に限られ、而して労働組合は個人でもなく、法人でもなく、且制定法上之に當事者適格を賦與してゐる規定もないからである。そこで同事件に於ても被告組合は當事者資格のないことを理由として、組合に對する訴への却下を主張したのであつた。所がこの主張は容れられず、「若し、法律が財産を所有し、使用人を雇傭し、且つ他人の權利を侵害し得る實在 (労働組合) を認めてゐるとすれば、默示的に其實在物が法律上責任の主體たり得ることも認めたものと解釋せねばならぬ」として【註一】労働組合の當事者適格を認め、法律上不法行為責任の主體たり得ることを判示したのである。【註二】

【註一】 If the Legislature has created a thing which can own property, which can employ servant, and which can inflict injury, it must be taken to have

impliedly given the power to make it liable in a court of law. (Taff Vale Case)

【註二】 詳しく言へば「労働組合が不法行為訴訟に於て、當事者として訴ふることを得ず」との組合側の主張は、第一審に於ては排斥せられたけれども、控訴審に於ては採用せられ、組合側の勝訴の判決があつた。併し上告審 (House of Lords) に於ては、第一審判決が正しいとせられ、労働組合は法人と等しく其機關又は使用人の行為に就き、不法行為責任を負ふ可きものであつて、且不法行為訴訟に於ても其名に於て訴へらる可きものであると、判示せられたのであつた。

元來労働組合は、一時的の當座組合と異り、其性質上永續的のもので、而もこれを構成する組合員に絶えず變動のあるものである。従て組合の財産關係其他業務執行關係に就いて、普通組合の法理を適用す可きものとしたならば、労働組合内部の法律關係は錯綜し、遂に一日も法律的安定 (legal stability) を得ることなく、一個の社會的永續的實在 (social entity) として其機能を完うすることが不可能とならざるを得ない。故に労働組合の如き、其組合員に變動の堪へざる永存的多數者の團體に就いては、法律的の安定が緊急のことでなければならぬ。

然らばこの法律的の安定は如何にして得られるか。從來の法律理念を以てすれば二つの途がある。最も簡單明瞭の方法は、労働組合を一の法律的實在として之に法人格を附與 (incorporation) することであつて、他は信託を通じて財産を所有することである。而して英國法は労働組合に就いて前者を選ばずして、後者の途を採つた。

即ち一八七一年の労働組合法は、第七條に於て労働組合は、

受託者 (trustee) の名を以て不動産を取得し、(purchase) 其賣却 (Sell) 交換 (exchange) 賃貸 (lease) 若しくは抵當權 (mortgage) の設定をなし得可きことを規定し、尙第八條に於て労働組合の財産は不動産 (real property) たるも動産 (personal property) たるをも問はず、當然組合の受託者に歸屬す可きことを規定して居る。而して受託者は其資格に於て領有するに至りたる組合財産を、組合及組合員のために行使すべき義務を負ひ、又受託者が死亡、辭任、解任等の理由に依り變更したる場合に於ては信託財産即ち組合財産は、何等特別の讓渡の手續を要せずして當然後任受託者に依つて承繼せらる可きものとして居る。即ちこの信託の介在に依つて、労働組合は其財産關係に安定を得、組合員に變動あるも、受託者たる組合自身の地位に何等影響を蒙ることなく、法人の如く永續的に實在を獲得するに至るのである。従つて労働組合は嚴格なる意味に於ける法人ではないけれども、財産的關係に於ては受託者たるの資格に於て、其組合各個人とは別個の合成人格が法律的に認識せられねばならぬ。労働組合が準法人 (quasi-corporation) と稱せられるのはこれがためである。

斯くの如く労働組合が、ひとたび信託的權利の主體として、其合成人格が承認せられる以上は、少くとも其財産關係に就いて訴訟手續上も亦、獨立性が認められねばならぬ。そこで前記第八條は其末段に於て、信託財産は單に労働組合の受託者たる

資格に於て、受託者に歸屬するに過ぎざるものとして取扱はれる可きことを規定し、【註三】以てこの信託財産の獨立性及之が労働組合の財産として取はる可きことを明らかにし、更に第九條に於て受託者及組合規約に依り授權せられたる役員は、其資格に於て組合の財産に關し訴へ、又訴へらる可きことを規定するに至つた。而して受託者及役員が其資格に於て訴へ又訴へらると言ふことが、其形式は兎も角實質上労働組合自身が其訴の當事者であると言ふことは前記第九條が、受託者又は役員に變更ありたる場合と雖も、訴訟手續は中斷中止せられることなく後任者の名に於て進行せられる可きものとなし、更に後任者又は役員に對する訴訟上の送達は、労働組合の事務所に送達することを以て足るとして【註四】居ることに依つても一層明白である。

【註三】 第八條後段

.....and in all actions, or suits, or indictments, or summary proceedings before any court of summary jurisdiction, touching or concerning any such property, the same shall be stated to be the property of the person or persons for the time being holding the said office of trustee, in their proper names, as trustees of such trade union without further description.

【註四】 第九條

The trustees of any trade union registered under this Act, or any other officer of such trade union who may be authorised so to do by the rules thereof, are hereby empowered to bring or defend, or cause to be brought or defended, any action, suit, prosecution or complaint in any court of law or

equity touching or concerning the property, right, or claim to property of the trade union; and shall and may, in all actions concerning the real or personal property of such trade union, sue and be sued, plead and be impleaded, in any court of law or equity, in their proper names, without other description than the title of their office; and no such action, suit, prosecution or complaint shall be discontinued or shall abate by the death or removal from office of such persons or any of them, but the same shall and may be proceeded in by their successor or successors as if such death, resignation, or removal had not taken place; and such successors shall pay or receive the title cost as if the action, suit, or Prosecution or complaint had been commenced in their names for the benefit of or to be reimbursed from the funds of such trade union, and the summons to be issued to such trustee or other officer may be served by leaving the same at the registered office of the trade union.

上述の如く之等の規定は、労働組合が受託者又は組合の機關を通じて財産を所有し、且訴訟の當事者たることを得ることを規定してゐるけれども、其當事者資格は文理解釋上は單に労働組合財産に關する場合に限られて居る。従つてこの規定に基いて不法行為に關し労働組合を訴へることは、不可能であるかの様にみえる。

尙労働組合はかの所謂代表訴訟 (representative action) の方法に依つても訴へ又は訴へらることが出来る。代表訴訟とは同一の利益を有する多數人のある場合、裁判所の許可を得て其一人又は數人を以て全體の代表者として訴へ又訴へらる形式である。【註五】併しこの代表訴訟も亦、契約上の利益又は財産上 (proprietary interest) の争ひに限られるものであつて、【註六】不

法行為訴訟に就いては適用のないものとせられて居る。

【註五】 Order 16, rule 9, of the Supreme Court provides that "Where there are numerous person having the same interest in one cause or matter, one or more of such persons having the same interest in such cause or matter may sue or be sued or may be authorised by the Court or a judge to defend in such cause or matter, on behalf of or for the benefit of all persons so interested." (Slessor and Baker, Trade Union Law, p. 58)

【註六】 Temperton v. Russel, 1893 Wood v. McCarthy (1893) Grossman v. Granvili Club (1884)

上述の如きが故に不法行為訴訟に於て、労働組合を當事者として訴へることは、成文法上直接の根據のないものと言はねばならぬ。又現に一八八五年 Lyons 對 Wilkins 事件に於て、労働組合が不法行為訴訟に於て被告として訴へられたけれども、其訴は却下せられた。

斯くの如きが故に、労働組合が不法行為訴訟に於いても訴へる資格ありと判示するに至つた Taff Vale Case が、判事立法 (judge-made-law) として而も階級的僻見に基く偏頗の判決として労働組合運動者に依つて批難せられるに至つたのは無理もない話である。殊に同事件は其控訴院に於て、労働組合側の主張が容認せられた関係もあるので、上告審の判決は一層労働組合側の不満と猜疑の念を深くしたのである。加之労働組合をして其役員又は個々の使用人の不法行為に就き全責任を負はせることは、前にも一言して置いた様に、直ちに労働組合の破産を招き、労働組合の共済組合的職能をも侵害し、著しく労働組合

運動の進歩を阻害す可きことは言ふまでもない。従つてこの判決に對して政治的に猛烈な反動運動の起つたことは當然のことではなければならぬ。

併しこの判決の労働組合運動に及ぼす影響及び之に伴ふ政争を放れて、此判決の基礎としてゐる法理に就いては、今一應之を考へてみる必要がある。前述の如く成文法の文理解釋上、労働組合が受託者又は役員を通じて組合の名に於て訴へ又訴へられるのは、契約關係及財産關係に關する訴訟に限られて不法行為訴訟に就いては何等成文法上の根據のあるものではない。従て *Taff Vale Case* は法理上の新機軸を開いた劃時代的の判例と言ふことが出来る。併しこの判例に依つて創設せられた新法理は抽象的に之を考へた時、果たして不合理のものであらうか。否却つて團體法理の一進歩と見る可きものではなからうか。

元來權利本位の近代法は、其主體として人格の觀念を伴ひ、社會的に實在するものと雖も、法律に依つて人格を附與せざるものは、法律現象の主體として認識せらる可きものでないとせられた。而してこの人格は、自然人と法人に限られて居る。自然人は生まれながらにして法律上の人格を享有するものであるが、法人は法人格の獲得 (*incorporation*) に特別の手續を必要とする。従つてこの手續を踏まざるものは、社會的に其獨立的の實在を認識せられ得るものと雖も、法律上は法人として取

扱ふことは出来ない。例へば多數人の永續的の團體があり、其團體は之を表示する獨立の名稱を有し、其團體の意思決定又は事務の遂行等に一定の組織的機構を有する場合に於ては、吾人は社會日常の取引に於て、其團結の成員を離れて獨立の團體人格を觀念するのである。今便宜のため日本の辯護士會を例に採つて考へてみやう。元來辯護士會は法律の強制する團體であつて、之を表示する獨立の名稱を有し、其團體として爲す可き職能の範圍も法律に依つて豫定せられ、其意思決定、代表、事務執行等に就き、それぞれの機關が設定せられて居る。従つて辯護士會の名に於て、其機關を通じて爲さるゝ行為に就き、其相手方は辯護士會と言ふ團體人格を對象として認識して居るのであつて、個々の辯護士會員を其取引の相手として考へてゐるのではない。併し辯護士會は吾國法の下に於ては法人ではないのである。故に従來の法人格論を以てすれば、辯護士會は法律現象の主體とはなり得ない。即ち合成人格は、日常生活に於ては何等の疑問もなく其實在が認められて居るけれども、手續の上では權利義務の主體として取扱はれることはないのである。こゝまで來たとき、社會的事實と法律規範との間に可成りの距離の存することに氣付かねばならない。而してこの法律規範と社會的事實との間の矛盾、換言すれば實質的社會生活と之を規律するための法律的理念との間の、上述の如き乖離に依つて幾多の不便不合理の結果を生むであらうことは、想像に難くない。然

らばこの矛盾は如何に調節せられ得るか。

財産の享有に就いては、前にも觸れて置いた様に信託制度を利用することに依つて、其不便な或程度まで緩和出来ないことはない。而して多數人の團結を一體として受益者たる資格に於て信託的權利の主體として取扱ふことは、そのこと自體がすでに極めて限られた範圍にはあるが、法人に非る團體を權利の主體として認めることに外ならぬ。

尙この種の團體に就いての最も痛切なる法律的必要は、訴訟手續上の獨立性である。社會取引上に於て獨立の實在として認められるに反し、これが訴へ又は訴へられるに當つては、其獨立性が否認せらるゝのでは、團體の全員が當事者として取扱はれねばならぬ。併し加入脱退の間斷なき、且多數の成員を有する團體に就き一々成員を當事者とするは、到底其手續の繁雜に堪へ得るものではない。そこで何れの國法に於ても、實體法上法人格を認めざる團體に就ても、例外的に訴訟手續上は種々の形式で、其當事者適格を認めるの傾向となつて來て居る。従つてこの種の例外に就き、觀念のコペルニツクス轉回を施して、法人に非ざるも法律現象の主體たる團體人格、即ち準法人の觀念が得らる譯である。

既に説明して置いた様に、一八七一年の労働組合法は労働組合を法人とはしなかつたけれど、受託者 (trustee) を通じて財産を所有し得ること、及其財産に關しては受託者及其他の役員

を通じて訴へ得ることを明定してゐる。従つて労働組合は英國法上、準法人の範疇に屬する社團であることは毫も疑ひない。Taff Vale Case に於て Lord Farwell は労働組合の法律的地位を説明して曰く法律は労働組合に法人格を附與することなくして、法人の本質的要素たる財産の享有能力及代理機關に依る行為能力を認めたものであると言つてゐるのは至當である。【註七】

【註七】 The Legislature, in giving a Trade Union the capacity to own property and the capacity to act by agents has, without incorporating it, giving it two of the essential qualities of a corporation.

併し Lord President Inglis はスコットランドに於て Lord Farwell と全然反對の判示をして居る。即ち一八七一年の労働組合第五條が労働組合に Friendly Society Act, Industrial Society Act, Companies Act を適用せざる旨を規定してゐるのは、明らかに同法が労働組合に如何なる意味に於ても、其國體的實在又は能力 (corporative existence or capacity whatever) を認めざるの主旨であると (Sir Slessor, An Introduction to Trade Union Law, p. 23)

斯くの如く労働組合は、法人類似の法律的實在 (legal entity) であるが、其不法行為能力及不法行為訴訟に於ける、當事者適格の理論的構成にはなほ多くの困難が伴ふ。元來労働組合は普通法上不適法の團體であつて、制定法 (statute) に依つて創設せられたものであるから、其能力問題については先づ制定法に其根據を求めねばならぬ。然るに労働組合法には労働組合の不法行為能力を規定した直接の明文なく、又訴訟當事者能力を規定した明文はあつても、何れも労働組合財産に關する訴訟に限られてゐる。そこで Taff Vale Case に於てはすでに詳述し

た如く法律が労働組合に財産を所有し、使用人其他を雇傭し、且他人の権利を侵害し得る能力を認めてゐるからには、裁判上不法行為に就きて、責任を負担せしむべき権限をも點示的に與へたものであると解せざる可からずとの説明をしたのである。そこで其判決の根據は直接の明文にあるのではなく、労働組合法全體の立法精神から續釋抽出せられたものだと言はねばならぬ。但し Lord Lindley は一七八一年の労働組合法の第八條の *in all actions, etc., touching concerning such property* (労働組合の信託財産) 及第九條 *in all actions concerning the real or personal property of such trade union* と言ふ文言を極めて廣義に解釋し、茲に財産に關しとあるは、特定の財産に關しての謂ではなく、廣く組合財産に影響す可き不法行為訴訟をも包含するものと解す可きものなりとの見解を採つたのである。更にかゝる廣義の見界に立つて、労働組合自身を不法行為訴訟の直接の當事者となすことが出来るや否やは、單に形式的の問題であつて、實質的には殆ど無益の議論にすぎない。Lord Lindley の言を假りて言へば、假令労働組合自身が不法行為訴訟に於て、其名を以て訴へられることが出来ないとしても、組合員の或者即ち組合の役員 (*executive committee*) は彼等自身及他の組合員のために訴へ又訴へられることが出来、又組合の受託者も當事者となすことが出来るから、裁判所は結局組合の信託財産から其損害賠償額及其費用を支拂ふ可きことを命じ得べく、かく

なれば労働組合自身が其名に於て直接訴へられるか否かは單に形式上のことで實質的には労働組合自身が當事者となるのとの何の變りもないのであると居る。【註八】

【註八】 If the trade union could not be sued in this case in its registered name, some of its members name'y, its executive committee could be sued on behalf of themselves and the other members of the society...If the trustees in whom the property of the society is legally vested were added as parties, an order could be made in the same action or the payment by them out of the funds of the society of all damages and costs for which the plaintiffs might obtain judgment against the trade union...This question is not a question of substance but of mere form! (John H. Greenwood, The Law relating to Trade Unions, p. 78, 79.)

尙この判決と殆ど時を同じくして Linaker v. Pilcher 事件に於ても類似の問題が取扱はれた。即ち不法行為訴訟に就き組合の受託者が被告として訴へられたに對し、争ひの名譽毀損の記事 (Libel) を包含する刊行物 (Railway Review) は受託者の所有名義 (registered proprietors) となつて居るけれども労働組合 (Amalgamated Society of Railway Servants) 員のために發行せられたものであるから、受託者は組合基金を拘束する様に、組合代表資格に於て訴へらる可きものと判示せられたのである。(同上)

Amalgamated Society of Railway Servants は組合の名に於てこれを所有することは出来なかつたので (法人に非るため) 組合の受託者の一人たる Pilcher の所有名義で Railway Review と云ふ機關新聞を發行してゐた。所が偶々原告 Linaker の名譽毀損の記事を掲載したので、原告は新聞の經營主たる被告を單に個人の資格に於てではなく、労働組合の受託者たる資格に於て訴へたと言ふことが、事件の筋書である。

### (三) Taff Vale 事件の法理的基礎

上述した如く Taff Vale Case は一面に於て代表訴訟 (repre-

sentative action) に關する規定及一八七一年の労働組合法の受託者及役員の當事者適格に關する規定に就き (八條九條) 從來狹義の解釋——即ち財産及契約關係に限る——が行はれて居た關係上恰も從來の法規を根本的に覆す判事立法として批難せられ、又他面に於てそれが偶々労働組合に就いて起つたものなるが故にそれに伴ふ労働組合運動に對する影響に刺戟せられて政争的となり、判事の階級的僻見に基く偏頗の判例として攻撃せられるのであるけれども、今暫く労働組合關係を離れて冷靜に其法理的輾開を考へるならば、寧ろ進歩的の名判決として稱賛すべきものではないかと思ふ。此意味に於て Taff Vale Case は労働組合關係に於ては批難的とせられたけれども、一般團體法理の進化の過程に於ては一新機軸を開いた判例として特に學ぶ可き點が多い。そこで本稿に於て私の辿らんとして居る本來の筋道から言へば、多少脱線の感がないではないけれども、此判例の團體法理に就き及ぼせる一般的影響に就き今少し立入つてこれを検討することを許され度い。

此關係に於て傳來責任の法理 (vicarious liability) と法人の不法行為能力又は不法行為責任に關する法理に就き、一瞥を拂ふの必要がある。

傳來責任 (vicarious liability) とは、他人の犯した不法行為に就き現實の行為者 (actual wrongdoer) 以外の者が責任を負ふ場合を謂ふ。私が茲で問題にしたいのは、使用人の不法行為

に就き賠償責任を負ふ場合である。何故に使用人が其業務執行に關して犯した不法行為に就き、僱主までが責任を負はねばならぬか。此點に關しては二種の立法主義が行はれてゐる様に思ふ。之を夫々過失主義保險主義と呼ぶとしよう。

過失主義は使用人の行為に就き僱主が責任を負はねばならぬのは、僱主の側に於て其選任監督に付き過失があり、或は其特定の行為をなす可く僱主が指圖又は授權 (authorize) したものであると言ふ點に其責任の根據を求めるのである。従つて過失主義は不法行為の責任に關する道義的責任論の一表現とみる事が出来る。日本民法、獨逸民法等がこれを採用してゐることは言ふまでもない。

併しこの過失主義はその實際的の運用に於て、種々の困難を伴ひ色々の弊害を生ずるの缺陷がある。個々の行為に就き主人側の過失又は授權の有無を證明することは、事實困難であり、若し其證明を必要とした場合に於ては、主人は常に授權のないことを理由として責任の回避を圖り、奸智者をして使用人の介入に依つて不法行為をなさしめる途を開くこともあり得る。殊に使用人は事實上無資産者が多く、従つて行為の當事者たる使用人から救済を求めることは殆んど空論に等しいのみならず、又實際に於ても使用人は其主人のために働くものであつて、使用人の行為から生ずる利益は主人に歸屬するものである。今假りに行為の當事者たる使用人が無資産であつたとした場合に於

て結局問題は其損害を何等責む可き點のない被害者と、主人側の何れに負擔せしむべきかの政策上の問題にならなければならぬ。主人側は使用人の行為から生ずる利益を收得す可き地位にあるものであるから、此點を考慮の中に入れ、利益は責任を負ふとの一般法理を適用して、其利益の歸する主人側に責任を負はせることは決して不當とは言へない。そこで道義責任の觀念を離れ、凡そ他人を使用するものは其業務の範圍に於て、其過失の有無に拘らず、第三者に對して使用人の行為に就き責任を責ふ可しとの政策的見解 (public policy) が生まれて來るのである。私はこれを保險主義と名付けたい保險主義と言ふ所以は主、人は其過失の有無に拘らず使用人の不法行為に就き、第三者一般を保險す可き地位にあるからである。而して英國法はこの保險主義に依れるものである。【註九】

【註九】 The master, in short, is put in the position of being compelled to insure the public against the misconduct of those who act in his employment; or, in Lord Cranworth's word, 'to guarantee third persons against all hurt arising from the carelessness of himself or of those acting under his orders in the course of his business' (Herbert A. Smith, *The Law of Association*, p. 64)

此英國法上の保險主義は、其適用の廣汎なるものであつて、*Limpus v. London General omnibus Co*, (1862) に於ては、使用人が文書による命令 (printed orders) に違背して爲した行為に就いても尙主人は責任を負ふ可きものとせられ、又 *Lloyd v*,

Grace, Smith & Co (1912) に於ては辯護士 (Solicitor) の書記 (Clerk) が事件依頼人を全然自分自身の利益の爲めに欺罔した行為に就き、主人たる辯護士も責任を負ふ可きものとせられた

前述したところの過失主義と保険主義と其何れが優れりや、其優劣に就いての評論は今私の携る可き仕事ではない。又兩主義は實際の結果に於て大差を生ずるものではないかも知れない。併し近代諸國の立法又は解釋の傾向が過失主義を離れて寧ろ保険主義に傾かんとするの傾向のあることは、何人も否まないところであらう。尙特に興味を感ずる點は英國の保険主義の原則が、其論理的展開の上に極めて弾力性に富んでゐると言ふことである。即ち保険主義の責任の基礎が、第三者の保険といふところに存するのであるから、其保険基金が如何なる形式に何人の手に歸屬して居るかは問ふところでない、との第二次的の原則が生まれて來る。其保険基金たる財産が一人の所有するところであらうと、數人によつて所有せらるると、又は自然人に歸屬すると、法人に歸屬するとを問はない。被害者の損害賠償請求權の根據が保険と言ふ公の政策 (public policy) にあるのであるから、其の何れの場合にも適用あるものと言はねばならぬ。【註一〇】

【註一〇】 Smith, 前掲

使用人の行為に就き其主人が第三者に對して賠償責任を負はねばならぬとのこの傳來責任の法理は、一見、 Taff Vale Case

と何等縁故のないものゝ様に、感ぜられるけれども、追々明白にするであらう様に、この保険主義の原則こそは實にTaff Vale Case の理論的の一の伏線をなして居るものである。

更に私は同判決の基礎をなしてゐる今一つの伏線を辿らねばならぬ。それは言ふまでもなく、法人の不法行為能力に関する法理である。

法人の不法行為能力に就いては、英國に於いても法律家が法人は其成員を離れて獨立の實在を有するものなりや、或は單に法の擬制に基くものなりや、の哲學的問題に深入りをしたのであつた。併し法律家のこの哲學的領域への遠征は、法理の究明に多くの効果があつたであらうか。寧ろ極めて簡単に片付けられる問題までも益々迷宮に導いた感がないでもない。

法人擬制説の土産は、法人は其目的の範圍内に於てのみ權利及行為能力を有すと言ふ法理 (ultra vires) であり、又法人實在説のものたらしむものは、法人は其個々の成員の意思を離れた獨立の團體意思を有すとの所謂綜合意思 (general will) の觀念と法人機關 (代理に非ず) の觀念とであつた。然らば之等形而上學的の諸概念に依つて、法人の不法行為能力の問題は如何に解決せられたか。法人は其目的の範圍内に於てのみ、權利及行為能力を有すとの觀念の嚴格なる論理的發展に依つて、法人の不法行為能力が否定せられたことは當然でなければならぬ。何故ならば不法行為は法人の目的内の行為ではないからで

ある。併し其議論の不當なることは言ふまでもない。そこでこの不當の結果を調節するために、過去の法律學者は論理の展開過程に手加減を加へんと苦心したのであつた。

又法人の綜合意思及機關の觀念は、法人の意思と成員の個人意思との識別に悩み、且つ法人の心意に不法行為の主觀的要件たる過失 (negligence) とか、害意 (malice) とかの所謂有責的心理狀態 (mens rea) があり得るかの疑問を生むに至つた。

ところが注意せねばならぬことは、これらの哲學的問題の如何に拘らず、實際に於ては何れの法制に於ても法人と其機關との關係に就き、代理及委任に關する法理を以て處理してゐることである。そこで不法行為に就ても、この代理關係に關する法理を適用することが出來ないかとの疑問が起らねばならぬ。即ち法人は法の擬制に基くものにせよ、社會的に實在するものにせよ、代理人を通じて始めて行為し得るものである。法人と言ふ抽象的の合成人格が、他の自然人を通することなくして行動することは有り得ない。一定の自然人が法人の授權に基き、其權限の範圍内に於て法律行為をなした場合に於て、其效果は法人に歸するのである。然らばこの法人の代理人又は使用人たる自人が法人の授權に基き、且つ其權限の範圍に於て爲したる不法行為に就いても、法人に其效果を求めることは出來ないものか。前述した所の保險主義を加味した場合に於て問題の解釋は容易である。保險主義は自己の業務に就き、他人を使用するも

のは、其使用人の行為に就き其業務の範囲、即ち授權の範囲内に於て、第三者に對し保險者の地位にあることを其眼目とするのである。而してこの理論は法人に就きても同様でなければならぬ。即ち法人は其使用人の不法行為に就き、(機關も代理人として法人の使用するものである) 授權の範囲内に於て、第三者に對し保險者的地位に立たねばならぬ筈である。本人が法人たると自然人たるとに依り、第三者の地位に異動を來す可きではない。そこで英國法の下に於ては、法人と其使用人との關係に就き普通代理に關する法理 (law of agency) を適用すべきものとし、而してその適用は法律行為のみならず、不法行為に就ても同様に取扱はる可きものとせるに至つた。【註一一】

【註一一】 Smith 前掲。p. 59 以下

此點に關する普通法上の理論を最も明瞭に開示して居るものは、Citizens's Life Assurance Co. v. Brown (1904) に於ける Lord Lindley の判決理由である。

“If it is once granted that corporations are for civil purposes to be regarded as person, i.e. as principals acting through agents and servants, it is difficult to see why the ordinary doctorines of agency and of master and servant are not to be applied to corporations as well as to ordinary individuals. These doctorines have been so applied in a great variety of cases in questions arising out of contracts and in questions arising out of torts and frauds; and to apply them to one class of libels and to deny their application to another class of libels, on the ground that malice cannot be imputed to a body corporate, appears to their Lordships to be contrary to sound legal principles. To talk about imputing malice to corporations appears to their Lordships to introduce

metaphysical subtleties which are needless and fallacious. Their Lordships concur with the view of the Acting Chief Justice in this case that if Fitzpatrick published the libel complained of in the course of his employment the company are liable for it on the ordinary principles of agency."

この英國法に於ける代理の觀念は、法律行為のみならず、事實行為の代理即ち他人の指圖又は授權に基き他人のために行動するすべての場合を包含する極めて廣汎のものである。なほ法人に就き代理の法則を適用することに依つて、前述した哲學的の困難なる問題は一掃せられることになるのである。法人の不法行為に就いて、法律家の決す可き問題は、法人の代理人即ち使用人に依つて爲されたる特定の行為が、法人の目的内の行為なりや否や、又は法人に過失ありや否やの問題ではない。保險主義及代理説の適用上問題となるのは、其行為が授權の範圍換言すれば職務又は業務執行上の行為なりや否やに存するのである。

上述するところに依つて英國法に於ける法人の不法行為責任に關する法理を明かにしたのであるが、この保險主義、代理説の結合が直ちに Taff Vale Caseの全基礎であると言ふことは出來ない。何故ならば労働組合は法人でなく、従つて非法人たる労働組合に法人の不法行為責任に關する法理を適用するが爲めには更に今一つの論理的過程を必要とするからである。

元來法人と非法人との區別は、多くの場合單に法律技術上、

形式上の問題に過ぎない。今社交倶楽部 (social club) について其例を取つてみやう。倶楽部の業務執行はその目的の爲めに任命せられたる委員に依ることが普通である。而して倶楽部の財産はその倶楽部が法人でない場合 (unincorporation) に於いては、信託の設定に依つて受託者に歸屬すべきものである。併し倶楽部は會社法に依つて、法人となることも出来る。而してこの會社法の手續を履行した場合に於ては、其財産は信託に依らず、其倶楽部の名に於て直接所有し得ることは言ふまでもない。併し倶楽部は法人となることに依つて財産享有の形式又は登記手續の上に相違はあるけれども、其倶楽部生活及統營等の實質に於ては法人たると然らざるとに依つて、何等の變りはない。殊に倶楽部と使用人との關係に就き何等の差異を生ずるものではない。然るに若し倶楽部の使用人が、其職務の執行に關して犯した不法行為に就き、被害者たる第三者は倶楽部が法人なる場合に於ては倶楽部の財産から救済を求め得るけれども、然らざる場合に於ては倶楽部其のものから一文の救済をも得ることが出来ないとしたならば、單に法律技術的即ち形式上の差別のために、實際生活上の必要を犠牲に供することにならねばならぬ。又これを倶楽部の側から言へば、法人手續を履むことに依つて賠償責任を負擔することになり、この手續を避けることに依つて倶楽部と言ふ團體的實在 (corporate existence) から法人たる場合と同一の利益を享樂しながら、責任だけは回避し

得ると言ふことにならねばならぬ。此結果の不當なることは敢て多言を費すまでもない。従つて實際的の妥當を期すためには俱樂部は法人たると否とを問はず、其使用人の行為に就き責任を負ふ可きものとせねばならぬ。

又前述した代理説の根據は法人の不法行為責任に關し、法人の實在や其過失を問ふことなく、單に使用人と本人との關係にこれを求むるに過ぎない。而して本人使用人の關係は俱樂部の場合に就いて言ふならば、それが法人であると否とに毫も變りがない。そこでこの代理説を俱樂部の如き準法人に擴張適用す可きことは、論理の當然の命じ得るところでなければならぬ。又保險説は前述した如く、其保險基金の如何なる形式に存するかを問はぬとのコララーを伴ふものであるから、準法人たる俱樂部に就いては、其受託者の名に於て所有せられて居る俱樂部財産に、之を求め得可きものとせねばならぬ。而して労働組合——少くとも登記せられたる組合 (registered trade union) ——は前記の俱樂部と、何等法律的地位に選ぶところはないのである。従つて準法人たる労働組合に就いても、法人の不法行為責任に關する法理を適用し得可きことは、論理の發展上何等の不思議はないと言はねばならぬ。

更にこの理論の堅實を裏書するものは、partnership に關する普通法上の原則である。partnership は英國法上法人ではない。併し普通法上 (今日は制定法上) partnership は其使用人

の不法行為に就いて、責任を負ふ可きものとせられて来た。これを以ても團體が不法行為に就いて、責任を負ふのは決して法人に限らないことが明らかである。

併し不幸にして判例上 partnership 以外の準法人に就き、斯くの如き法理が確定して居る譯ではない。Taff Vale Case は此の未開拓の畑に、始めてこの理論的法則を確立したのである。兎に角判決の要點は、團體の享有する特權は、其團體責任と相伴ふ可きものであると言ふところに存する。(註一二)

【註一二】 Smith, 前掲, p. 72

尙 Geldert 教授は、Taff Vale Case に對する判決を正當のものとし、たゞ其理由は不法行為實行者 (offending member) は全組合員が默示的に授權したものと説明す可きものとしてゐる。(25, Harv. L.R. p. 584)

Taff Vale Case は兎に角準法人の不法行為責任に關する指導的判例 (leading authority) として、其後労働組合以外の團體にも適用せらるに至つた。即ち Greenland Ltd., v. Wilshurst に於て Taff Vale Case の理論を踏襲し、非法人たる團體に對し其不法行為に基く損害賠償を命じたのである。尙婦人參政權運動者導等が亂暴狼藉をした際に、Sir Edward Clark は Taff Vale Case の理論を基礎として、Women's Society and Political Society は其會員の不法行為に就き、責任を負ふ可きものなりとの意見を發表したことがある。(The Times, March, 6, 1912) 併し準法人に關し此種の判例が稀であるために、法人格を有せざる社團 (Voluntary society) は、不法行為に就き訴へらる可きものでないとの意見が

廣く行はれて居る。(Sir Slesser, The Times, 12, 1927) 従て此點に關する英法上の原則は今以て不確定のものだとも言へやう。

何れにせよ Taff Vale Case は一般的の法理としては大いに justification の餘地のある判事立法である。併し労働組合に就いて、之を無制限に適用することは、前にも述べた通り社會的には不當である。此の弊を矯せんとして、激しい政争の結果、一九〇六年の労働争議法が制定せられたのである。

#### (四) 労働争議法に於ける不法行為責任 規定

同法の労働組合の不法行為責任に關する規定は、第四條である。同條第一項によれば「労働組合ニ依テ又ハ労働組合ノタメニ犯レタル不法行為ニ關シ労働組合ニ對シ又ハ組合員ノ一部又ハ其組合ノ役員ニ對シ組合員全員ノ名ニ於テ提起セラレタル訴訟ハ之ヲ受理セズ」とある。【註一三】

【註一三】 Trade Dispute Act, 1906

Sect. 4.—(1) An action against a trade union, whether of workmen or masters, or against any members or officials thereof on behalf of themselves and all other members of the trade union in respect of any tortious act alleged to have been committed by or on behalf of the trade union, shall not be entertained by any Court.

この規定は一讀明瞭であるやうに労働組合の不法行為無責任を規定したものである。たゞ法文の解釋上疑問の余地のあるのは、此規定に依つて責任の免除せられる不法行為に就て何等の制限がないと言ふことである。換言すれば責任の免除せられ

る不法行為は、産業争議に關するものに限るのではないかとの疑問である。この疑問は労働組合の本質から當然續釋せらるゝものであるが、殊に同法の名稱が産業争議法 (Trade Disput Act) とせられ、且第一、二、三條及第四條二項には、何れも産業争議の企劃又は遂行に關し云々 (in contemplation or furtherance of trade dispute) との制限が付せられて居るからである。併し今日に於ては、この疑問は解釋上消極 (negative) に決定せられ、労働組合はそれが産業争議に關して犯せると否とを問はず、凡ての不法行為に就て訴へられることはないとせられて居る。【註一四】

【註一四】 Vacher & Sons, Ltd. v. London Society of Compositors (1913)  
 Slessor and Baker, Trade Union Law, p. 229

更に前記法文中の文言に就き説明を要するのは、組合員の一部又は組合役員に對し、彼等自身及他の全員のために云々と言ふことである。而してこれは組合員の一部又は役員に對し、代表訴訟其他如何なる形式に依るを問はず、労働組合自身をして責任を負はせる様な方法に於て、訴を提起することを得ずとの意義に解釋せられて居る。但し組合員又は組合の役員が、其個人たる資格に於て訴へらるか否かは一般法理に依つて決定さる可きものであつて、本條の係るところではない。【註一五】

【註一五】 Bussy v. Amalgamated Society of Railway Servant and Bell. 1908  
 (前掲 p. 228)

上述する所に依つて前記第四條第一項の規定はにTaff Vale

Case に於て設定せられたる準法人の不法行為責任に關する新法理の改廢を目的とするものであつて、この規定に依つて労働組合は、凡ての不法行為に就き責任を負ふことなく、其團體の資格に於ては完全に、不法行為法の圏外にあるものとせられたことは明白である。併し茲に特に注意を要することは、前記の規定が「労働組合に依り又は其のために犯されたる不法行為 (any tortious act alleged to have been committed)」云々として居ることである。この立言方の結果、労働組合が不法行為に關し訴へることの出来ないのは、既に犯された不法行為に對し損害賠償を求むる場合に限られ、將來の不法行為即ち將に犯さんとする不法行為に就き、労働組に對し禁止命令 (injunction) を求むることをも禁ずる趣旨ではないかとの疑問が生ずるのである。而してこの點に就いては、積極消極兩様の見界が行はれ、判例上まだ其解釋は確定して居ない。【註一六】

【註一六】 Slesser and Baker, Trade Union Law, p 228

Sir John Simon, The General Strike, p. 90

尙ほ更に同條は第二項に於て、「本條ノ規定ハ労働組合ノ受託者が一八七一年の労働組合法第九條ニ規定セラレタル事項ニ付キ訴ヘラル可キ責任ニ影響ヲ及ホスコトナシ」と規定して居るこの規定は當然のことで、第四條第一項は労働組合は不法行為訴訟に於て、訴へられざることを規定したものであつて、一八七一年の労働組合法第九條は、前にも述べて置いた様に組合の

財産に關するものであるから、受託者がこの財産關係に於て訴へられる資格は、不法行為訴訟に何等關係なく依然として保存せられねばならぬ。然るに更に進んで「但シ産業爭議ノ企劃又ハ遂行ニ關シ労働組合ニ依テ又ハ其タメニ爲サレタル不法行為ニ於テハ此限りニ非ズ」との但書を添へて居る。【註一七】

【註一七】 Sect. 4 (2) Nothing in this section shall affect the liability of the trustees of a trade union to be sued in the events provided for by the Trades Union Act, 1871, section nine, except in respect of any tortious act committed by or on behalf of the union in contemplation or in furtherance of a trade dispute

この第二項の規定全體を卒直に解すると結局「労働組合の受託者は組合の財産に就て、一八七一年の労働組合法第九條に基き訴へらる資格あると同時に、更に受託者は産等爭議に關係のない不法行為に就いては訴へらるゝものである」と言ふことにならねばならぬ。併しこの解釋は、同條第一項及一八七一年の労働爭議法第九條との關係に於て、少くとも下記三個の疑問が生まれなければならぬ。

(1) 一八七一年の労働組合法第九條に於ける財産に關する訴訟中に、不法行為訴訟をも包含するものと解す可きか。

(2) 若し然りとせば、其不法行為に就き財産に關するものと然らざるものとを區別し、財産に關係ある不法行為訴訟のみが同條に包含せられるか、財産に關係のない不法行為訴訟に就ては、受託者は訴へられることは出来ないものか。

(3) 前述の第四條第一項(一九〇六年)は、労働争議に關すると否とを問はず、凡ての不法行為に就き労働組合は如何なる形式に依つても、訴へることは出来ないとの一般規定と、第二項の労働争議に關係のない不法行為に就き、受託者を訴へることが出来るとの規定とは矛盾ではないか。一體特種の不法行為に就き、受託者が訴へられると言ふことは、實質的には結局組合自身が訴へられると言ふことに等しいではないか。

確かにこの第二項の規定は、英國労働組合法中の大きな謎である。この謎を解くために従來種々の意見が提出せられて、却つて益々問題を迷宮に導いた感がある。何れにもせよ解決の鍵は有權的には判事殊に最終審たる貴族院の判事達の手にある譯であるが、不幸にして貴族院は未だこの問題を有權的に決定する機會を得てゐない。

一九一二年 *Vacher v. London Society of Compositors* 事件が貴族院で審理せられる際、偶々前記第二項の解釋に付き、列席の判事が各々意見を述べた。尤もこの事件は、労働組合及其役員を被告とした不法行為訴訟で、組合の受託者に對するものではなかつた。従つて同事件はこの第二項の規定を適用す可き場合ではないから、之等の意見は所謂附帶意見(*obiter dictum*)に過ぎない。Lord Macnaghton は第四條一項及二項の規定の立法趣旨及其規定の意義を、精確に理解することは困難であると言

ひ、又 Lord Monlton は、法文の曖昧なのは起草の不完全、又は中間の文言を削除したためかその何れかに由来するものであらうとして居る。兎に角其の事件に於ては、第二項に就て何等有權的の解釋を與へられず、寧ろ之を決す可き適當の事件の發生するまで留保するのが得策だとなした。のみなら今日に至るまで其機會は與へられてゐないので、第二項の規定は判例の上では依然として解かれざるの謎として殘されてゐる。

併し一九〇一年の *Linaker v. Pilcher* 事件及其後の判例に表はれた附帶意見、或は註釋家の意見等を綜合すれば、大體次の推論がなし得られる様である。即ち労働組合の財産に直接關係のある不法行為——たとへば組合の自働車に依る轢殺、又は組合所有の新聞紙等に依る名譽毀損の如き——に就いては、それが労働爭議の企劃又は遂行に關するものでない場合に於ては、組合の受託者を其資格に於て訴へ、組合の財産から賠償を得ることは可能である。【註一八】

【註一八】 Sir John Simon, 前掲 p. 90 以下

Slesser and Baker, 前掲 p. 228

Greenwood's Trade Unions—Supplement, p. 65 以下

Helman Cohen, Trade Union Law, p. 13 以下

Doctor Shadwell, Trade Union Reform, p. 9

上述するところに依つて、大體労働組合の不法行為上の地位を明らかにすることが出來た。これから私の筆はその批判竝に改正提案の要旨に向けられなければならぬのであるが、其前に

産業争議法の第三條の規定にも、一瞥を拂ふ必要があるやうに思ふ。

前述の如く第四條は、労働組合の團體たる資格に於ての無責任 (immunity) を規定したものであるが、第三條は組合の役員其他組合員の個人たる資格に於ける無責任を規定したものである。併し個人たる資格に於ける無責任は、團體たる資格に於けるその如く包括的のものではなく、業務干涉行為 (interference) 及び雇傭契約違背の勧告 (inducement of the breach of employment) 即ち債權侵害の二種の不法行為に限られ、且之等の不法行為が労働争議に關して犯された場合にのみ、その責任を免除せられるものである。【註一九】

【註一九】 Sect. 3, Trade Dispute Act, 1906

An act done by a person in contemplation or furtherance of a trade dispute is not actionable on the ground only that it induces some other person to break a contract of employment or that it is an interference with the trade, business, or employment of some other person, or with the right of some other person to dispose of his capital or his labour as he wills.

普通法に従へば、契約破毀の勧告又は強要は債權侵害として——勿論或要件の下に——不法行為である。例之甲と乙とが雇傭契約を締結した場合に於て、第三者はその債權關係に就き不可侵の義務を負ふものである。然るに第三者が前記甲を勧告又は強要して、乙との間の契約を違背せしめた場合に於ては、乙は甲に對し債權の侵害せられたことを理由として、其第三者即

ち勧告者に對して損害賠償を求め得べきものである。

又各人は法律に牴觸せざる範圍に於て、自己の労働又は資本を其欲するがまゝに處分し得可き權利、即ち法律上の自由を有するものである。然るに第三者が其労働又は資本を、自己の欲するが如くに處分せしめんが爲めに、其者の業務 (Trade or Business) 又は他人との雇傭條件等に不當の干涉をなすことは違法とせられねばならぬ。之が普通法の所謂業務の不法干涉 (unlawful interference) と言ふ不法行為である。

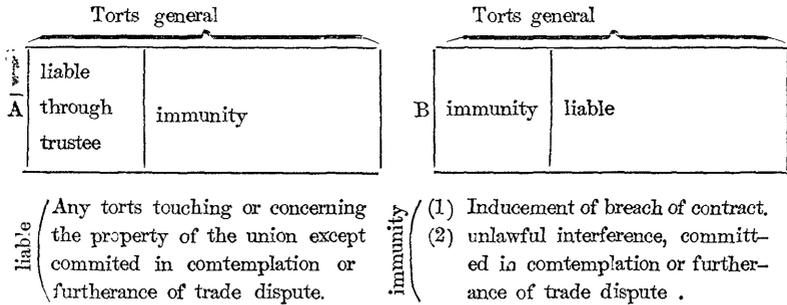
而して前記第三條は此二種の不法行為が、産業爭議の企劃又は遂行に關して犯された場合に限り、被害者は損害賠償の請求訴訟を提起することは出來ないとしてゐるのである。此規定は明らかに労働組合の職能、殊に罷業權の行使を容易ならしめる目的に出たものである。元來罷業は一定の事業に従事する多數の労働者が、共同して其労働を撤回する團體的行為であるが、其罷業に参加する全員が共謀又は勧告なくして、一齊に労働を撤回することは殆ど有り得るものではない。罷業は多くの場合一部のもの之を計劃して、多數者に勧告又は強要するものである。所が個々の労働者は、其雇傭主との間に雇傭關係のあるものであるから、之等の労働者に對し労働の撤回を勧告又は強要して、其雇傭契約違背の結果を來たした場合に於ては、其勧告又は強要行為は債權侵害の不法行為とならざるを得ない。従つて罷業は常に債權侵害の不法行為を伴ふものだと言つても決

して過言ではない。殊に労働組合の役員は、其危険に晒れて居るものである。

尙労働組合は雇傭条件の改善をその本来の職能とするものであるから、其希望の要件を雇傭主に對し又は労働者自身に對し承認を強要せんとすることは、當然のことでなければならぬ。然るに普通法に従へば、このこと自體が前述の如く業務の不法干渉として、不法行為とされるのである。かくては労働組合の活動は半ば不能に終らざるを得ない。そこで第四條は労働組合の團體としての不法行為責任を免除した上に、第三條は前記二種の不法行為責任に就き、それが産業争議の企劃又は遂行に關して爲された場合に於ては、何人と雖も（労働組合の役員は労働組合員）その個人たる資格に於て責任を負ふことなき旨を規定したのである。兎に角この規定によつて同盟罷業權が完全に確立せられたこととなり、又労働組合が思ひ切つて活動することが出来ることとなつたのである。同法が産業争議獎勵法の汚名を被せられるのは又實に此點に存するのである。又この點が資本階級と労働階級との間に最も意見の相違するところでもある。

今理解の便宜のため、前記第三條及第四條の規定する労働組合の不法行為責任を圖示してみよう。

(A) Liability in collective capacity. (B.) Liability in individual capacity



### (五) 労働争議法に対する批難

斯くの如くにして労働組合は不法行為法の下に特種の地位を賦與せられ、遂に他に類例ない、特権團體にまでなつて終つた。そこで労働組合をかほどに保護し、特権團體とすることが果たして合理的であらうか、又實際に於て妥當なものであらうかとの疑問が起らざるを得ない。而してこれらの疑問に對して肯定否定兩様の意見が行はれて居ることは當然である。

否定論即ち前記の規定を不合理のものとする見解の法理論的根據は、Geldert 教授の言を假りて言へば、結局正義及便宜の觀念に反する (contrary to justice and expediency) と言ふことにある。(The Times, march, 18, 1912) 凡そ各人は他人の權利利益を尊重することを要し、不法に他人の權利を侵害した場合に於ては、加害者に損害賠償の義務を負はせ、以つて被害者に救済の途を備ふることが法律の爲す可きことでなければならぬ。同時に各人は法律上平等に取扱はる可く、労働組合のみ何等責任を負ふことなくして、不法行為を犯し得可き特権を與ふるが如きは、この平

等の原則に反するものと言はねばならぬ。然るに労働争議法は、この不合理を敢て犯し、労働組合をして不法行為に關し超法律的のものとなし、労働組合又は労働組合員は不法行為を犯すも賠償の責任なく、其被害者は遂に何人に對しても救済を求むの途なきものとして終つたのである。此點が一般的法理の立場から労働争議法が攻撃せられる要點である。【註二〇】Sir Frederick Pollock は政治の荒療治 (the violent empirical operation on the body politic) に愛想を盡かし、法律學はこの荒療治にこだはる要はない。我々法學者の爲す可きことは、専ら裁判所が同法の制定前 (一九〇六年) 嚮導原理となし來つた法律的正義の觀念に基いて、司法的解決を求めねばならぬと嘆じてゐる。【註二一】

【註二〇】 Dicey, Law and Opinion in England, p. XVII 以下

Geldert, The Present Law of Trade Dispute, p. 36. Doctor Shadwell, Trade Union Reform, p. 9 以下

【註二一】 Pollock, Law of Torts. 8th Ed p. v.

尙 Dicey 教授は、労働組合に對して認められたる例外の順次擴大せられるであらうことを恐れて、一度労働組合に與へられた特權は、嚴格な意味に於て労働組合に非る團體も之を要求するに至る可く、又之を拒絶す可き理由もないであらうと言つてゐる。殊に労働組合の定義は、一九一三年の法律 (第二條) に依つて著しく擴大せられ、最早労働組合は單に産業争議の機關に止まらず、政治的活動は勿論營利的の事業をすら營み得るので

ある。然るに労働組合なるの故を以て、無制限に不法行為責任を免除することは、遂に法律組織を根底から攪亂することになりはしないか。又一旦法律的に優遇せられた労働運動は之に味をしめて、法律的平等を目標とせずして、寧ろ特権の獲得を以て其運動の目的とするが如き錯覺に陥るの恐れはないか。【註二二】法律的特権階級は、それがブルジョア階級であらうと、プロレタリアートであらうと決して望ましいものではない。尙Dicey教授は労働組合法に於ける前述の醜態は、結局英國の立法者が終止労働者と雇傭者との關係を、例外的立法に依つて規律す可きものとして來た誤謬に基くものとして居る。(同上)一八〇〇年の不法團結法 (Unlawful Combination Act) は労働者に取り峻酷極まるものであつたが、一九〇六年の産業爭議法に至つては、又極端に之を優待したものになつて終つた。法の階級理論を方法論として、労働組合法に於けるこの進歩の足跡を検討してみることが、興味深いことであると共に、寧ろ皮肉の感じをさへ禁じ得ないのである。

【註二二】 Dicey, 前掲

肯定論即ち労働組合の不法行為責任に關する現行の規定を以て妥當のものなりとする見解は、法理論としては法人論に其根據を求め、又實際的には労働組合に他の法人並に不法行為責任を負はせたことは、結局労働組合運動の鎮壓又は撲滅策に外ならぬと言ふことを其主張の根據としてゐるものである。

労働組合が英國法の下に於て法人でないことは、議論の餘地なく、又 Taff Vale Case 以前は、法人に非らざる労働組合又は其他の團體が不法行為の主體とせらるゝことのなかつたことも前述した通りである。従つて Taff Vale Case 自體が變則的のものであつて、産業争議法は結局 Taff Vale Case に依つて設定せられた變則を取除き、労働組合をして一般法理に服せしめたに過ぎないと言ふのが其理論の骨子である。【註二三】

【註二三】 Webb, History of Trade Unionism, p. 604 以下

この主張は一應尤もの様に見えるけれども、Taff Vale Case に依つて設定せられた新法理は、前に説明して置いた様に論理的に決して不當のものとは言へない。寧ろ法人理論の一進歩と見る可きものであるのみならずこの新法理は、既に労働組合以外の團體に適用せられた例もあり、又準法人一般に適用せらるゝ可能性のあるものである。従つて従來の法人理論を振りかざして労働組合の無責任を主張することは、徒らに形式論に拘泥することで、社會的事實に即して法理を設定せんとする法律學の近代的傾向と逆行する謬論と言はねばならぬ。

尙労働組合に不法行為責任を負はせないことは、労働者の組合に限られてゐる譯ではない。資本家の組合にも同様に適用のあるものである。【註二四】従つて決して法律的平等の原則に反するとは言へない。この議論は労働運動に携はつて居る人々に依つて屢々提唱せられるところである。併しこの平等論平均論は

ど幼稚な議論はない。不合理な特権が労働者及資本家の双方に平等に認められてゐると言ふことは、両方が相殺せられてその不合理が帳消しされることを意味するものではない。帳消しされるどころか、寧ろ社會的事實としてはその不合理が倍加されて残ることに外ならぬ。恐らくこの平均論は階級理論の誤れる適用に基くものであらう。若し社會が資本家と労働階級との二つに分割せられ、社會の全員が労働者の組合及資本家の組合の何れかに包容せられるものであるならば、上述の平均論は或程度まで容認出来るかも知れぬ。併し實際に於て社會の構成はそんな單純なものではない。労働者の組合に依つて其權利を侵害せられるものは、資本家の組合に限らないと同時に、資本家の組合に依つて其權利を害せられるものは労働者の組合に限られるものではない。社會には何れの組合にも屬せざる一般公衆のあることを忘れてはならぬ。

【註二四】 英國法に於ける trade union とは、労働者及資本家の組合を包含し、  
(一八七一) 又労働組合の不法行為の無責任を規定して居る産業爭議法(一九六〇年) 第四條にも雇傭者たると労働者たるを問はず (whether of workers or masters) と明定してゐる。

尙労働組合以外の團結 (Voluntary association) の不法行為責任に關する法理の確定して居らぬことを理由として、俱樂部、取引所 (Royal Exchange) 辯護士養成所 (Inns of court) の如き準法人は、不法行為の主體とせられざるに反し、殊に労働組合のみを不法行為に就き法人と同様に取扱ふことは平等でないと言

ふものがある。【註二五】この主張に對しても亦前述の平均論に對すると同様の批難が向け得られるものである。元來この種の準法人は不法行為責任の主體として取扱はれないものであるか、換言すれば Taff Vale Case は労働組合以外の準法人に、全然適用のないものであるか否かは目下のところでは判例上不確定である。併し假令適用のないものとしても、その事自體が既に不合理であるのに其不合理を労働組合にも均霑せしむ可しとの議論を生ずるものではない。立法家の爲す可きことは、不合理の矯正にある可きであつて、不合理な特權を他に普及せしめることであつてはならぬ。又之等の準法人に關する法理の曖昧なのは、これを明確にする機會の乏しかつたために過ぎない。換言すれば其必要が労働組合の如く、痛切でなかつたと言ふことである。

【註二五】 Sir Slessor, The Times, Cit'ine, Daily Herald,

斯くの如く労働組合の不法行為に關し、超法律的特權團體とすることは、一般法理を續釋することに依つては到底是認出來るものではない。そこで労働組合が一般法理に對し例外的に取扱はる可きものとすれば、其例外の根據は労働組合自身の特種な性質に之を求めねばならぬ。

而して労働組合の特種性とは結局私が冒頭に示した所に歸着するの外はない。

## (六) 労働争議法制定當時の政治的

### 事情

英國の資本階級は労働組合を鎮壓するために、久しく刑罰的手段によつて來たのであつたが、後に至つては専ら不法行為訴訟に依らんとした。而してこの方法の厳しくなつたのは一八九〇年後であつて、一九〇一年の Taff Vale Case は之が絶頂に達したものとみてよからう。從來この不法行為訴訟は組合員個人に對して提起せられたので左程脅威を感じなかつたけれども Taff Vale Case に至つて始めて労働組合は其團體たる資格に於て訴へられ、其役員不法行為に就き、組合の資金を以て賠償の責に任すべきものとせられたのである。この一個の訴訟に於て被告組合 (Amalgamated Society of Railway Servants) は五萬磅——其中二萬三千磅は損害賠償額、其他は費用——を支出せねばならなかつた。これを以ても労働組合に不法行為責任を負はせることが如何に労働組合に採り脅威であるか理解出來やう。尙この判例の趣旨に従ひ労働組合及組合の役員が、不法行為のために負擔するに至つた賠償額及費用は、實に二十萬磅以上 (Taff Vale Case を包む) に達したと言ふことである 【註二六】

【註二六】 Whebb p. 602

資本家の不法行為訴訟による労働運動鎮壓策は、相當に功を奏したものである。一八九一年より一八九九年の間に罷業は年七百件を下ることがなかつた。併し前記 Taff Vale Case 後著しく其數が減じたのみならず、賃銀は一般に減額せられた。即ち資本家は労働組合の弱味につけ込んで攻撃に出たのである。

又一九〇三年労働組合總聯盟 (General Federation of Trade Unions) が罷業手當 (Strike pay) を支拂つた一三五件の罷業中一三〇件までは、資本家の賃銀引下に對するものであつたと言ふ。

斯くの如く Taff Vale Case は假令それが、抽象的の法理として合理的な名判決しても、之を其のまゝ労働組合に適用することは到底是認出来るものではない。この事件に就き一九〇二年の十二月最終審たる貴族院に於て判決が言渡さるゝや、全労働組合に警鐘の如く響き互つたことは怪むに足らぬ。

翌一九〇三年から英國の全労働運動は、労働組合の不法行為法上の地位を、判決以前の狀態に恢復するための運動に其勢力の大半を集注するに至つた。而して判例によつて確定せらるゝに至つた普通法上の原則を變更することは、英國法の下に於ては、議會の制定法 (Statute) を以てするより外はない。従つてこの運動は結局政治的の運動でなければならぬ。かくして新労働組合法の制定と言ふことが、遂に最も緊急の政治問題となるに至つた。又労働組合は組織的の宣傳をなすと同時に、すべての代議士候補者に對し、労働組合の主張の貫徹に努力す可き約束をなさざるものは労働階級は決して投票をしない旨の警告を發した。

時恰も保守黨 (Conservative Party) の天下であつたのだが、政府もこの焦眉の問題に無關心であり得ることは出來ず、一九〇三年労働組合法改正のための特別調査委員會を設置するに至

つた。所がこの委員会に關しても労働組合をして著しく憤慨せしめた點が二つある。一は委員中に労働組合側の代表者が加へられて居らなかつたことで、(大部分は法律家であつた) 他は委員會の報告は總選舉 (一九〇六年) 後に完成する様にとの内命があつたと言ふことである。かゝる事情のため労働組合は、この委員會の前に意見の陳述を拒絶した位である。そこで問題は益々激烈なる政争的となり、而してこの問題を拾ひ上げて自己の看板にしたものが、反對黨たる自由黨及び労働黨である。

一九〇六年の一月愈々總選舉が行はれた。其結果は労働階級に對し、上述の問題の最も多くを約束した自由黨及労働黨の大勝に歸した。労働黨はこの選舉までは單に労働代表委員會 (Labour Representative Committee) と稱せられてゐたもので、この時始めて二十一人の代議士を得、獨立の政黨として Labour Party と稱せられるに至つたのは、この總選舉の結果である。自由黨は、内閣を組織するや、前記委員會の報告建言に基き (この時には報告は完成してゐた) 改正案を議會に提出した。この政府案によれば、問題の第四條は單に労働争議に關する不法行爲に就いてのみ、労働組合の賠償責任は免除せらる可きものとせられた。【註二七】然るに労働黨は別個の案を提出し、之によれば労働組合は如何なる不法行爲に就いても訴へらる可きものでないとして居る。【註二八】

【註二七】 政府案

Where a committee of a trade union constituted as hereinafter mentioned has been appointed to conduct on behalf of the union a trade dispute, an action whereby it is sought to charge the funds of the union with damages in respect of any tortious act committed in contemplation or furtherance of the trade dispute, shall not lie, unless the act was committed by the committee or by some person acting under their authority.

【註二八】 労働黨案

An action shall not be brought against a trade union, or other association aforesaid, for the recovery of damage sustained by any person or persons by reason of the action of a member or members of such trade union or other association aforesaid.

本来ならば政府黨は絶対多數を擁してゐるのであるから、労働黨案を無視しても政府案を通過させることが出来得る筈であるが、當時の事情はそれを許さなかつた。と言ふのは政府黨の内部から、選挙の際に労働組合の主張即ち労働組合を完全に不法行為訴訟から保護す可しとの要求を實現せしむべき旨を、選挙民に約束して來たのだと言ふものが輩出するに至つたからである。そこでこの點に就き、労働黨案が其趣旨に於て採用せられるに至つたのである。

この案が下院を通過して貴族院に廻付せらるゝや、左程の反對もなく承認せられた。貴族院がどんな積りで、之を通過させたのであらうか。本案に就き政府の代辯者 (Spokesman) たりし Lord Lansdowne のなしたる演説が尤もこれをよく物語つてゐる。其一節を引用して見やう。本案に關する吾々の意見が如何

であらうと、選挙民の要求は認めてやらねばならぬ。若し本院がこの案を突き返したならば果たして如何なる結果が到来するだらうか。貴族院は労働者一般の希望と衝突するものだとの宣傳の後に、より一層過激の案を提げて逆襲して来ることは必定である。と。

上述するところによつて、労働争議法制定當時の政治的事情を明らかにすることが出来た。かゝる政争の下に忽卒に出来上つた法律であるから政治的の荒療治と批評せられるのも無理はない。

### (七) 結 論

元來 Taff Vale Case が労働組合を以て、不法行為の主體として取扱い、其團體資格に於て損害賠償責任を負はしめたのは、決して法理的に誤りではない。この判決が一八七一年労働組合法の精神を無視したものだとの宣傳が行はれたけれども、必ずしもそうとは言へない。前記委員會の報告書には、Taff Vale Case は何等新しい法則を設定したものでもなく、又労働組合法の精神と相反するものでもないとして居る。特に注意せねばならぬことは、英國社會主義運動の功勞者たる且労働組合理論の最高權威者たる Sidney Webb 氏が其委員の一人であつたことである。【註二九】

【註二九】 Webb はこの委員會に於て、Taff Vale Case を是認してゐるに拘らず  
其著 History of Trade Unionism (p.600以下) に於てはこの判決が如何にも法

律を無理したもの、様に攻撃してゐる。

Taff Vale Case は詮じ詰めれば、判決其のものが悪いのではなく、結局一八七一年以來の労働組合法自體に矯正することの出来ない大きな缺陷が藏せられてゐたのであつた。労働組合を法認しながら、それが中途半端のものであつた。前にも説明して置いた様に労働組合を適法の團結としながら、労働組合の當然爲すべき同盟罷業及見張等をなほ不法行為としてゐたのである。従つてかゝる法律の下に Taff Vale Case を適用して、労働組合自身に賠償責任を負はせることは到底堪へらるものではない。従つて法律の爲すべきことは、労働組合の社會的の職能を明確に認識し、之が實現のために必然伴ひ來る行為を適法のものとするのであつて、労働組合を全然不法行為から超越せしむることではない。

産業争議法は其第五條に於て、労働争議を極めて廣汎に定義し、第二條に於て見張權の範圍を擴大した上で、更に第一條及第三條に於て労働組合の組合員又は役員の個人たる資格に於ける不法行為責任に就き、産業争議の企劃又は遂行 (in contemplation or furtherance) に關して爲された行為は、徒黨行為、債權侵害、又は業務の不法干涉等の理由を以て訴へることを得ずと規定するに至つた。即ちこれらの規定に依つて罷業權及見張權が確立し、労働組合員は不法行為責任を負ふことなくして、労働争議を適法になすことが出来るやうになつたのである。然る

に第四條は労働組合の團體たる資格に於ける責任を規定するに當り、それが産業争議に關するものたると否とを問はず、凡ての不法行為に就き責任を負ふ可からざるものとするに至つた。既に産業争議の意味が明確にせられ、この争議のための行為が適法のものとしてられた以上、労働組合の保護はその範圍に止るべきで、其以外に及ぶことは理由のないことではあるまいか。此點が結局議論の焦點でなければならぬ。又現在叫ばれてゐる改正の要求も亦この範圍を出ないものであらう。

尙前記一九〇三年の調査委員會の報告書にも、労働組合をして全然不法行為の責任から免除すべきか否かに關し、次の如き意見が述べられてゐた。勿論これも Webb 氏の同意があつた。

「他人の權利を侵害したものは、被害者に對し賠償の責に任ず可しとの原則ほど、根本的のものはない。若し労働組合が現行法上この責任を免除せられてゐるものとするれば、それは唯一の例外であつて、この例外は正しく取除く可きものである。労働組合の如き有力の大團體が、其所有の基金を使用して他人の權利を侵害し、以つて被害者に莫大の損害を蒙らし——恐らく數萬磅に上ることもあらう——而も其基金が責任を負はぬ様に特權付けられてゐるとすれば、それは法律の觀念に戻るものであり、社會の秩序及正義の原則に反するものである。如何なる理由に基いて労働組合はかゝる特權を要求し得るか。

労働組合は嘗ては不法の團結とせられたが、既に法律に依つて認めらるゝに至つた。併し適法のものとしてせられたとしても、労働組合はそれが社會全般の福利に有益なる制度であると言ふこと以上の主張をなし得るものでない。社會に有益なる制度である點に於ては銀行、鐵道、保險會社等も同一である。労働組合と其組合員との契約は、銀行、鐵道會社又は保險會社と其株主、又は保險證券所持人との間の權利義務の如く裁判上強制すべからざるものと規定して居ることは正當である。【註三〇】併し労働組合と第三者との關係は其内部關係とは區別す可きものであつて、若し労働組合が第三者の權利を害した場合に於ては、労働組合は法律の外に置かる可き理由は存在しない。此種の要求は昔時宗教團體から爲されたことがあつたが、固より國法の容認するところとはならなかつた。宗教團體に對して嘗て拒絶された特權は、労働組合に對しても許容せらる可きではない。(Draper, Trade Union and the Law, p 15)

【註三〇】一八七一年の労働組合法第四條に關するものであらう。同條によれば労働組合の内規は裁判上強制することの出來ぬものとなつてゐる。即ち組合の内規は組合員から組合に對し、又は組合から組合員に對し之を強制するために訴へることの出來ぬものである。

尙労働組合の不法行為責任は、それが産業爭議機關であると同時に、共濟組合制度 (benevolent function) であると言ふ方面からも考慮せねばならぬことは既に詳述した通りである。英國の労働組合は沿革的にこれをみれば、労働者の相互救濟のため

の所謂共済組合 (friendly society) から發達したものである。而して労働組合が愈産業争議機關たる職能を其の主なる目的となすに至つた後に於ても、なほ一面に於て養老手當 (old pension) 病氣手當 (sick benefit) 其他葬式手當 (funeral benefit) 等の相互保險 (mutual insurance) 的職能を營んで來たものであつて、一八九七一年の労働組合法以來之を承認して來たことは争ふ可くもない。【註三一】

【註三一】 一八七一年労働組合法、第六條、附表第一號、一八七六年同法、第二條、第七條第一〇條以下參照。

而してかゝる共済組合團體に偶組合の役員又は一部の組合員が不法行為を犯したとて、其共済目的のために備へられたる基金の上に全賠償責任を負はせることの不當なることは、冒頭に説明して置いた通りである。そこで労働組合が不法行為に就き損害賠償責任を負ふ可きものとしても、其責任は無限であつてはならぬ。少くとも共済的目的のための基金は、損害賠償責任から保護せられねばならぬとの議論を生ずるのである。昨年の總罷業以來労働組合法の改正と言ふことが政治的論争の目的となつてゐるのに、此點に關し具體案を示唆してゐる人の少ないのは遺憾である。但し労働組合の基金を争議基金 (militant fund) 非争議基金 (unmilitant fund) 即ち共済基金 (benevolent fund) に區別し、後者は不法行為責任から保護せらる可しとは一般に承認せられてゐる議論の様に思はれる。一九〇三年の委員會に

於てもこの點が問題にせられた。この委員會には消極積極兩派の意見が提出せられ、積極派は三人、消極派は二人であつた。基金の職能的分割 (functional separation) を正當とする積極派は更に病氣、傷害 及び養老手當 (accident, superannuation) のみを分割して之を保護す可しとする説と (二人) 失業手當基金 (out-of work fund) をも加へよとの説 (Sidney Webb一人) とに分れて居る。

組合的基金の職能的分割を否となし、労働組合は全基金を以て賠償責任を負ふ可しとする少数派は Sir Godfrey Lushington 及 Sir W. Thomas の二人であつて、前者は貯蓄は固より奨勵す可きことであるが、負債殊に他人に加へたる損害に就いて其貯蓄は容認せらる可きでない。個人の場合に於ては保險金請求すら破産財團を構成するのであるから、労働組合の保險基金のみが特別の取扱を受くる理由はなく、又實際に於て労働組合に對し公の會計検査 (public audit) 制度のない限り、基金の分割は困難であると言つてゐる。なほ後者 (資本家代表) は、從來基金分割に反對であつたのみならず、今其基金を分割して其一部を保護することは、一の例外を設くるものであつて徒らに労働組合に肩を持つものと言はねばならぬと主張した。

斯くの如く基金分割説に就ても議論が分れてゐるのみならず基金を分割するとしても、救濟基金もなほ第二次的の賠償基金として、或種の不法行為に就ては責任を負はねばならぬとする

ものもあり、又組合支部員の犯した不法行為に就き、其損害賠償責任は組合本部の基金に及ぶ可きなりとの議論もあるのである。【註三二】

【註三二】 Draper, Trade Union and the Law, p.19以下

此等の問題が今回の改正によつて解決せられるであらうことが期待せられて居たのであるが、其期待は裏切られ今回の改定案には何等此點に觸るゝ所がない。併し不法行為無責任の特権が従來批難の聲の止まらなかつたものであつたとしても、労働組合が既に二十年餘も享樂し來つたものである。のみならず労働組合は議會に大政黨 (I.L.P.) を擁してゐることを考へれば、この特権の剝奪又は制限と言ふことが如何に政治的に困難であるかは想像するに難くない。